

200606016A

平成18年度

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

「競争的研究資金の制度間比較調査」

平成18年度 総括研究報告書

主任研究者 龜井 美和子

目 次

I. 総括研究報告

競争的研究資金の制度間比較調査----- 1

亀井美和子

(資料1) 科学研究費補助金取扱規程と科研費ハンドブックとの比較表

(資料2) 科学研究費補助金にかかる補助条件と科研費ハンドブックとの比較表

(資料3) 厚生労働科学研究費補助金取扱規程 逐条解説

(資料4) 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 逐条解説

(資料5) 研究者向けハンドブック

(資料6) 厚生労働科研費制度に関するFAQ

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
総括研究報告書

「競争的研究資金の制度間比較調査」

主任研究者 亀井 美和子 昭和大学薬学部 教授

研究要旨

日本の各府省では様々な公募研究により研究活動を推進している。その結果、世界に誇れる成果が発信され、日本は研究先進国としての地位を保っている。しかし最近になって、公的研究資金を不正に使用している事例が大きく報道で取り上げられるようになり、社会的にも研究費の使用をより厳正に取り扱うように求める環境が醸成されてきた。

競争的研究資金制度は日本で30を超え、各府省がその必要性等に基づき運用を行っているが、それぞれの制度は、その目的に応じて応募・使用上のルールが異なり、それに基づく研究者側の誤解が研究費の不正使用の一因となっているとの指摘がある。日本における競争的研究資金の制度比較に関して、その使用方法について実施する調査はこれまで行われていない。研究費の不正使用が発覚した際に、「ルールがわかりにくいから」「知らなかった」といった言い訳を今後認めないようにするためにも、制度のルールを分かり易く示すことは喫緊の課題である。各府省における競争的資金制度を整理し、直接比較できるアウトプットを広く公開することは、研究費の適正利用を推進するために有効であると考えられる。

本調査では、競争的研究資金として厚生労働科学研究費補助金をとりあげ、同補助金の制度について情報収集を行い、応募する研究者が応募の際、また研究費の使用の際に留意すべき点を整理した。また、同補助金と類似した研究費であり、我が国最大の研究予算である科学研究費補助金（文部科学省）の制度について情報収集を行い、厚生労働科学研究費補助金との違いについて整理した。

調査方法は出版物、ウェブサイト及び研究者・事務処理担当者へのインタビューによるものとし、調査結果については、今後研究費を使用する研究者に対して広く公開し活用されることを前提とし、ハンドブックの形で取り纏めた。

A. 研究目的

競争的研究資金の不正使用の問題は、研究者が制度のルールを正しく理解していれば発生しなかったケースも少なくない。これは、研究者が類似制度に複数応募することにより、各制度のルールを誤解していることも原因の一つとして考えられる。これを防ぐためには、制度のルールを研究者に代表される研究費を取り扱う者（研究者等）に十分理解させることが、第一の取組であると考えられる。

制度のルールは、研究が開始されてから理解させるのではなく、提案の時点ですでに研究者等に理解させる必要がある。提案時点ですでに研究者が制度のルールを正確に理解することで、実際の研究業務において研究資金が正しく使用されるようになるだけでなく、研究者等が研究の計画段階

で想定している研究の実施方法が、応募

する制度でルール上実現できるかをあらかじめ知ることができる。

今回の調査においては、厚生労働科学研究費補助金の制度について調査し、応募する研究者が留意すべき点について整理する。また、我が国最大の研究予算である科学研究費補助金（文部科学省）の公募要領を調査し、厚生労働科学研究費補助金との違いについて整理することで、制度のルールの誤解を排除できることが予想され、制度の無理解によって生じる不正使用を未然に防ぐことができる。

B. 研究方法

(1) 調査項目及び調査のフロー

本調査における調査項目及び調査のフローを図1のとおり示す。

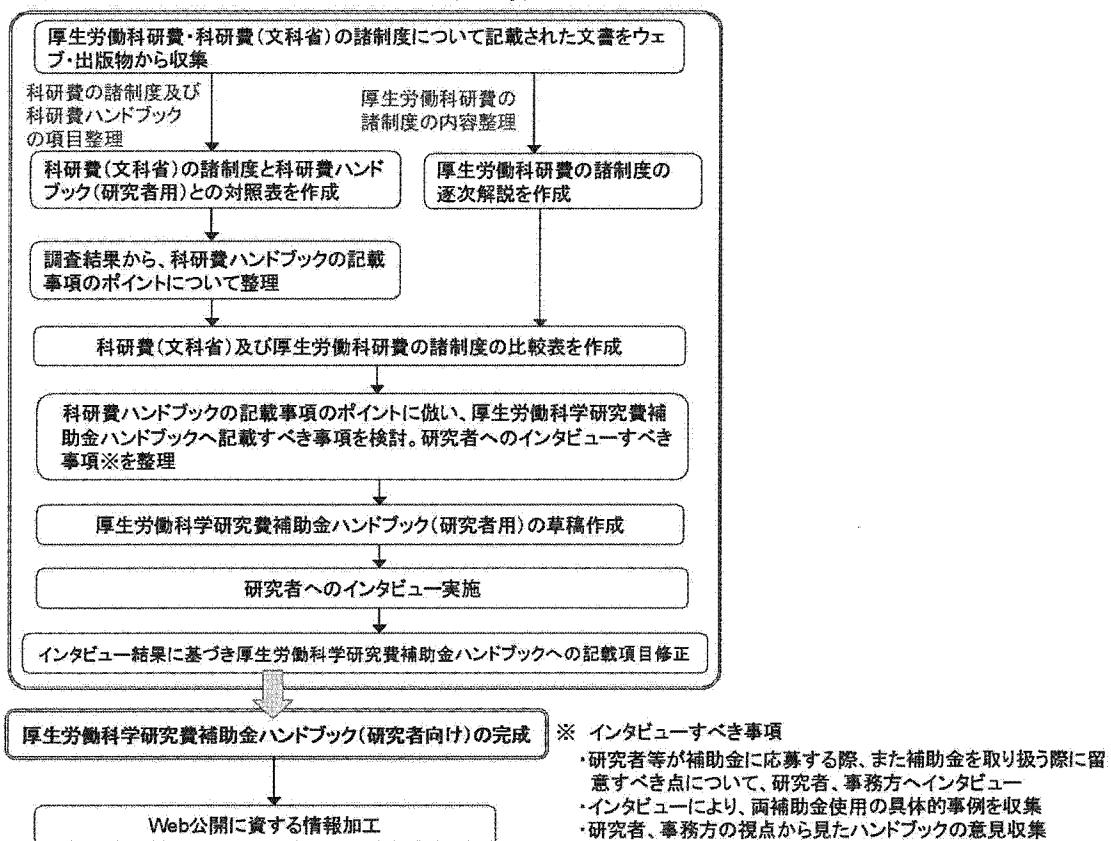


図1 本調査における調査項目及び調査のフロー

(2) ウェブ・出版物による制度調査

ア) 調査対象

日本の各府省における競争的資金制度は30を超えるが、本調査では、そのうち厚生労働科学研究費補助金（以後、厚労科研費と記載）及び同補助金と類似した研究費である科学研究費補助金（文部科学省）（以後、科研費（文科省）と記載）を対象とした。

厚労科研費制度の整理にあたっては、同補助金の取り扱いについて記載されている下記の公開文書を対象とした。

- ・ 厚生労働科学研究費補助金取扱規程（以後、厚労科研費取扱規程と記載）
- ・ 厚生労働科学研究費補助金取扱細則（以後、厚労科研費取扱細則と記載）

科研費（文科省）制度の整理にあたっては、同補助金の取り扱いについて記載されている下記の公開文書を対象とした。

- ・ 科学研究費補助金取扱規程（以後、科研費取扱規程と記載）
- ・ 科学研究費補助金に係る補助条件（文科省研究者使用ルール、学振研究者使用ルール）（以後、科研費補助条件と記載）

イ) 科研費（文科省）の諸制度と科研費ハンドブック（研究者用）との比較

科研費の諸制度（科研費取扱規程、科研費取扱細則）の各条項と科研費ハンドブック（研究者用、以後略）での記載内容との対応について比較し、表にまとめた。

ウ) 科研費ハンドブックにおける記載事項のポイント

科研費（文科省）の諸制度（科研費取扱規程、科研費取扱細則）と科研費ハンドブック記載事項との対応を整理し、科研費ハンドブックの作成のポイントについて考察した。

エ) 厚労科研費における取扱規程・取扱細則の概要

厚労科研費における取扱規程・取扱細則の概要について表にまとめた。

オ) 同補助金の諸制度間の比較、厚労科研費ハンドブック記載項目の検討

両補助金の諸制度を比較し表にまとめた。

(2) ウ) で考察した科研費ハンドブックの記載事項のポイントに倣い、厚労科研費の諸制度の記載に基づき、厚労科研費用のハンドブックへ記載すべき事項を検討した。

カ) 厚労科研費ハンドブックの作成

(2) オ) の検討内容に基づき、研究者向けの厚労科研費用ハンドブック（以後、厚労科研費ハンドブックと記載）を作成した。

(3) 研究者及び事務処理担当者へのインタビュー調査

過去に厚労科研費及び科研費（文科省）、またはいずれかの研究費を使って研究を行った経験を有する研究者及び事務処理担当者に対して、当該補助金使用にあたって、どのような点を注意してい

るか等についてインタビューを行った。

また、（2）オカ）で作成した、両補助金の諸制度比較表及び厚労科研費ハンドブックの内容の妥当性について、インタビュー等を通じて研究者・事務処理担当者等に確認した。

（4）倫理面への配慮

今回の調査においては、実験を伴わないため、倫理面への配慮は必要ない。

C. 研究結果及び考察

（1）ウェブ・出版物による制度調査

ア) 科研費（文科省）の諸制度と科研費ハンドブックとの比較

科研費取扱規程の各条項と科研費ハンドブックでの記載内容との対応は、表1のと

おりとなった。詳細は卷末の資料1を参照のこと。

科研費補助条件と科研費ハンドブックでの記載内容との対応は、表2のとおりとなった。詳細は卷末の資料2を参照のこと。

また、科研費ハンドブックには記載があるものの、科研費取扱規程及び科研費補助条件のいずれにも記載されていない項目は以下のとおりとなった。

- ・ 科研費の研究種目
- ・ 科研費のルールの種類
- ・ 評価ルール（事前評価、中間評価、事後評価）に関する説明
- ・ 間接経費の定義
- ・ 研究事務（入金の時期、特別な支払い方法）
- ・ 不正の事例

表1 科研費取扱規程の各条項とハンドブックでの記載内容との対応表

番号	取扱規程の各条項	科研費ハンドブックでの記載の有(○)無(×)
文規1	規程の趣旨	○
文規2	研究機関の定義	×
文規3	科学研究費補助金の交付の対象	○
文規4	補助金の交付申請者	○
文規5	計画調書	○
文規6	交付の決定	×
文規7	科学研究等の変更	○
文規8	補助金の使用制限	○
文規9	実績報告書	○
文規10	補助金の額の確定	×
文規11	経理の調査	×
文規12	帳簿等の整理保管	×
文規13	科学研究等の状況の調査	○
文規14	研究経過の公表	×
文規15	設備等の寄付	×

表2 科研費補助条件の各条項と科研費ハンドブックでの記載内容との対応表

番号	補助条件の各条項	科研費ハンドブックでの記載の有無
文補 1	法令等の遵守	○
文補 2	補助事業者の責務	×
文補 3	補助条件の写しの配付	×
文補 4	研究機関による補助金の管理等	○
文補 5	直接経費の公正かつ効率的な使用	○
文補 6	研究・契約等の開始	×
文補 7	翌年度における直接経費の使用	○
文補 8	使用の制限	○
文補 9	合算使用の制限	○
文補10	納品等及び支出の期限	×
文補11	変更できない事項	×
文補12	直接経費の使用内訳の変更	×
文補13	補助事業の廃止	○
文補14	所属する研究機関の変更 (学振研究者使用ルールでは研究機関の変更)	○
文補15	研究代表者の応募資格の喪失	○
文補16	研究代表者の交替	○
文補17	研究分担者の変更(学振研究者使用ルールでは研究分担者の応募資格の喪失)	○
文補18	育児休業等による中断	○
文補19	計画外の分担金配分	○
文補20	軽微な変更	○
文補21	設備等の取扱	○
文補22	利子の取扱	○
文補23	収入の取扱	○
文補24	間接経費の譲渡	○
文補25	所属する研究機関の変更時等の取扱	×
文補26	間接経費の返還	×
文補27	間接経費の追加	×
文補28	実績報告書の提出期限	○
文補29	翌年度における補助金の使用を行った場合の実績報告書の提出	×
文補30	「特別推進研究」及び「特別研究促進費」に係る研究成果報告書等の提出	○
文補31	「特定領域研究」に係る研究成果報告書等の提出	○
文補32	研究成果発表における表示義務	○
文補33	研究成果発表の報告	○
文補34	生命倫理・安全対策等の遵守	×
文補35	関係書類の整理・保管	×

イ) 科研費ハンドブックにおける記載事項のポイント

科研費取扱規程・補助条件とハンドブック記載事項との対応を整理した結果、科研費ハンドブックの作成のポイントは以下のとおりと考えられる。

- 研究者が守るべき科研費（文科省）のルールの全体構成や大枠についてはハンドブックで理解できるようになっており、詳細については補助条件を参照できるような構成の工夫がなされている。またわからない事項があった場合にどこに確認すべきかについても記載されており、研究者が疑問を解消するまでの時間が短縮されると考えられる。
- ハンドブックは目的別、時系列にとりまとめられており、研究者が抱く質問に対するに対してできること、できないことが明確に記載されている。目次もついていることから、研究者が必要とする情報をより迅速に得られるものと考えられ、研究者の負荷軽減が期待できる。
- 科研費の取扱規程や補助条件は、科研費（文科省）の使用に関わる全ての者・機関が守るべき規則として、解釈に齟齬が生じないようまとめられている。一方科研費ハンドブックでは、研究者による応募から採択、研究の実施、終了までの一連の研究の流れに沿った構成となっており、研究者の視点に立って作成されていると考えられる。

- 科研費ハンドブックの冒頭では、科研費（文科省）にはどのようなルールがあるかという視点から纏められている。応募、評価、使用ルールを守るという視点で作成されている点は、応募の段階から研究者へのルール遵守を促すと考えられ、研究不正抑止に有効と考えられる。
- 科研費取扱規程や補助条件には研究者のみならず、他の研究費使用に関わる者が守るべきルールについても記載されている。一方ハンドブックでは、研究者が守るべき事項の記載に特化しており、研究者が守るべきルールの範囲を明確に示している。

ウ) 厚労科研費における取扱規程・取扱細則の概要

厚労科研費における取扱規程・取扱細則の概要について表3にまとめた。詳細については卷末の資料3・資料4を参照願いたい。

表3 厚労科研費における取扱規程・取扱細則の条項

番号	取扱規程の各条項	番号	取扱細則の各条項
厚規1	交付の目的	厚細1	通則
厚規2	定義	厚細2	補助金の交付先
厚規3	補助金の交付の対象事業及び対象者	厚細3	研究の組織
厚規4	補助金の交付の対象経費	厚細4	交付の対象経費
厚規5	補助金交付額の算定方法	厚細5	諸謝金等の単価
厚規6	公募研究課題の課題等の設定及び公表	厚細6	各種様式の区分
厚規7	公募研究課題への応募	厚細7	交付申請書の提出
厚規8	翌年度への継続手続	厚細8	承諾書の提出
厚規9	交付基準額等の決定及び通知	厚細9	経費変更申請書及び事業変更申請書の提出
厚規10	交付申請書の提出	厚細10	補助金等支出明細書
厚規11	交付の決定	厚細11	消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書の提出
厚規12	交付の条件	厚細12	保存すべき証拠書類
厚規13	補助金の概算払	厚細13	証拠書類の一括保存
厚規14	補助金の経理	厚細14	事業実績報告書の提出
厚規15	状況報告	厚細15	事業年度終了実績報告書の提出
厚規16	事業実績報告	厚細16	研究報告書の提出
厚規17	補助金の額の確定等	厚細17	研究年度終了報告書の提出
厚規18	研究報告書の公表	厚細18	総合研究報告書の提出
厚規19	刊行の届出	厚細19	研究結果の概要の登録
厚規20	特許公報等の届出	厚細20	各研究事業等の英訳
厚規21	その他	厚細21	その他

エ) 両補助金の諸制度間の比較、厚労科研費用ハンドブック記載項目の検討

科研費ハンドブックでの記載事項毎に、科研費（文科省）と厚労科研費の諸制度を比較した（表4、表5）。また、科研費ハンドブックには記載されていないものの、いずれかの補助金の取扱規程に記載されている事項を表6にまとめた。

表4と表6の項目毎に、「C（1）イ）科研費ハンドブック記載事項のポイント」に倣い、厚労科研費ハンドブックへの記載の有無について以下を参考に検討し、その結果を同表に記載した。

【厚労科研費ハンドブックの作成方針】

- ・ 補助金ルールの全体構成、大枠についてはハンドブックで理解できる構成とする。応募から採択、研究の実施、終了までの一連の研究の流れに沿った構成とし、研究者の視点に立って作成する。
- ・ 研究者が守るべき事項についてハンドブックに盛り込み、研究者が守るべきルールの範囲を明確に示す。
- ・ ハンドブック作成にあたっては目的別、時系列にとりまとめ、研究者が抱く質問に対してできること、できないことを明確に記載する。

表4、表6に基づき、厚生労働科学研
究費補助金ハンドブック（研究者用）
を作成した。同ハンドブックについては資料5を参照のこと。

ハンドブック作成にあたっては、厚労科
研費取扱規程・取扱細則の記載内容を拠り
所とした他、公募要領、厚労科研費のパン
フレット等での公開資料における記載内容

を参考とした。

表4、6のそれぞれについて、厚労科研費ハンドブックタイトル・タイトル番号との対応を示したもののが表7、表8である。

表4 両補助金の諸制度の比較表、厚労科研費ハンドブックへの記載の有無

科研費ハンドブック記載項目	科研費取扱規程 ・補助条件	厚労科研費取扱 規程・取扱細則	厚労科研費ハ ンドブックへ の記載の有無
補助金のルールの種類	—	—	○
交付の目的	文取3	厚規1	○
補助金の研究種目	—	厚規2	○
応募者・応募機関の要件	文取4	厚規2、厚細2, 3	○
応募時の確認事項	文取5	厚規6, 7, 10 厚細6, 7, 8	○
事前評価に関する説明	—	—	○
中間評価・事後評価に関する説明	—	—	○
研究の開始	文補6	—	○
研究機関による補助金の管理	文補4	—	○
直接経費、間接経費の定義	—	厚規4	○
直接経費・間接経費の使途、使用の制限	文取5、文補 5, 8, 9, 10, 12, 24	厚規12, 13 厚細4, 5	○
研究計画等の変更手続き	文取5 文補7, 12, 16～ 21	厚規8、厚細 9, 10, 11	○
転職の際の事務手続き、応募資格の喪失	文補14, 15	厚規12	×
実績報告、成果の公表	文取13、文補 28, 30, 31, 32, 33	厚規 15, 16, 18, 19, 20 厚細14～20	○
その他のルールに関する対処方法	文補 1, 13, 22, 23	厚規5, 21	○
ルールに違反した場合の罰則	文取3	厚規3	○
研究不正の事例	—	—	×

表5 科研費（文科省）と厚労科研費との制度比較表

項目	科学研究費補助金	厚生労働科学研究費補助金
補助金が対象とする研究	人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)	厚生労働科学研究の振興を促し、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とした研究
応募者・応募機関の要件	○国公私立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等の研究者(1人又は複数) ※地方診療所の医師は応募不可能。	次に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者。 (ア)厚生労働省の施設等機関 (イ)地方公共団体の附属試験研究機関 (ウ)大学及び同附属試験研究機関 (エ)民間の研究所(民間企業の研究部門を含む。) (オ)研究を主な事業目的としている公益法人 (カ)研究を主な事業目的としている独立行政法人 (キ)その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
研究の開始	○「新規」の研究:内定通知(通常は4~6月)の後、直ちに研究を開始できる ○「継続」の研究:毎年4月1日から研究を開始できる	○「新規」の研究:交付基準額の通知の後、直ちに研究を開始できる ○「継続」の研究:毎年4月1日から研究を開始できる
研究機関による補助金の管理	研究機関	規定上は研究者個人だが、運用上は研究機関が管理を行うことが推奨されている。
使用可能な経費	○一般的に次のような経費に使用できる ・物品費、旅費、謝金 ・研究に協力する者を雇用するための経費 (研究機関が雇用する場合に限られる) ・研究実施場所を借り上げるための経費…借料、敷金、礼金など (研究機関の施設において研究を行うことができない場合等に限られる)	○一般的に次のような経費に使用できる ・旅費(海外における学会参加旅費は、発表する場合のみ認められる)、謝金、備品費、調査研究費 ・委託費(研究対象経費の範囲内(原則1/2以内))
使用できない経費	・交付申請書記載の研究目的以外のものや、研究と直接関係のないもののへの使用 ・建物等の施設の整備 (研究者が科研費により購入した物品の据付費を除く) ・机・イス・コピー機など、研究機関で通常備えるべきものの購入 ・研究中に発生した事故・災害の処理 ・その他、間接経費を使用することが適切なもの ・科研費と他の資金を混ぜた使用 次の場合を除く。 一科研費の用務と他の用務を合わせて1回の出張をする場合 (他の経費との使用区分を明らかにした上で使用する場合) 一物品の購入時に、同時に購入する附属品 (科研費による研究に必要なものを購入する場合) 一1万円未満の未使用額に他の経費を加えて、 科研費による研究のために使用する場合	・交付申請書記載の研究目的以外のものや、研究と直接関係のないもののへの使用。 ・ボストドクター、派遣労働者などを雇用するための人件費(一部のケースを除いて補助の対象とはならない) ・建物等施設に関する経費(補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据え付け費および調整費を除く) ・研究補助者に対する月極めの給与、退職金、ボーナスその他各種手当 ・机、いす、複写機等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費 ・研究実施中に発生した事故又は災害の処理のための経費(ただし、被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行つために必要な保険の保険料を除く) ・国内における学会参加のための旅費 当補助金で実施している研究の発表が目的であったとしても、国内における学会参加のみのための旅費は認められない。 ・厚生労働科研費と他の資金を混ぜた使用
事務手続きの不要な変更	○ 経費の使用内訳の変更 各費目(物品費、旅費、謝金等、その他)のそれぞれについて、直接経費の「総額の30%」(この額が300万円に満たない場合は、300万円)の範囲内で、自由に変更できる。 ○ 交付申請書に記載された次の事項の変更 「役割分担等」「直接経費(分担金の研究者別内訳)」「分担金の額の変更」、「本年度の研究実施計画」、「主要な設備備品の内訳」。	○ 経費の使用内訳の変更 直接経費(旅費、謝金、調査研究費)内の使用内訳の変更
事務手続きの必要な変更	○他の研究機関への転職…科研費の対象となる研究機関に限る。文部科学省・独立行政法人日本学術振興会へ「届出」をする。 ○「研究分担者」の転職…転職後の所属研究機関の承諾を得て、研究を継続	○研究事業又は推進事業に要する経費の配分の変更…経費変更申請書を提出 ○実施計画を変更しようとする場合…事業変更申請書を提出 ○異動・転職等、研究事業に従事する者の所属機関の変更…新たに所属する機関の長の承諾書を添えて、至急厚生労働省に提出 ○研究者等の住所の変更…その旨を厚生労働省に連絡
実績報告、成果の公表	研究成果の実績報告等が必要。 ○研究を完了したときや、年度が終了したとき(研究期間が翌年度まで延長された場合には、所定の様式により「補助金使用の実績報告」を行う。 ○研究成果について所定の様式により、「研究成果報告書」を提出する(一部の研究種目を除きます)。 ・特許権取得のために一時的に研究成果の公表を差し控えた場合など、 所定の期日までに「研究成果報告書」を提出できない場合には、「研究経過報告書」を提出する。 ・成果発表、特許権取得の際には、科研費による研究の成果であることを表示するとともに、所定の様式により報告を行う。	研究を完了したときや、年度が終了したときに、研究者は決められた期日までに、研究成果の概要及び報告書を登録・提出する。 ○成果概要の提出 「厚生労働省研究者データベース 報告システム」(https://mhlw-grants.nih.go.jp/research/flow.html)にて成果概要を登録する。 ○研究報告書 ・研究報告書18部と報告システムより印刷した「送付伝票」を同梱して、担当課へ送付。 ・研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、本補助金による事業の成果である旨を明示する。 ・特許権を取得したときには速やかに、所定の様式で厚生労働省に提出する。

表6 様式の諸制度における記載事項のうち、科研費ハンドブックへの記載がない項目
及び厚労科研費ハンドブックへの記載の有無

項目	科研費取扱規程	厚労科研費規程	厚労科研費ハンドブックへの記載の有無
規程の趣旨について	文取1	－（厚細1）	×
交付の決定及び通知について	文取6	厚規11	×
交付基準額の決定及び通知について	－	厚規9	×
補助金の経理及び帳簿等の整理保管について	文取12	厚規14	○
補助金の額の確定について	文取10	厚規17	×

表7 厚労科研費ハンドブックタイトルと科研費ハンドブックとの対応表

科研費ハンドブック記載項目	厚労科研費ハンドブック	
	タイトル番号	タイトル
補助金のルールの種類	1	厚生労働補助金のルールとは？
交付の目的	2	厚生労働科学研究費補助金の交付の目的は？
補助金の研究種目	3	補助金の研究種目は？
応募者・応募機関の要件	4, 5	研究体制は？応募者・応募機関の要件は？
応募時の確認事項	6	応募の際に注意することは？
事前評価に関する説明	7	事前評価（審査）とは？
中間評価・事後評価に関する説明	8	中間・事後評価は？
研究の開始	9	いつから研究を始められるのか？
研究機関による補助金の管理	10	補助金の管理や諸手続は誰が管理するのか？
直接経費、間接経費の定義	11	直接経費、間接経費とは？
直接経費・間接経費の使途、使用の制限	12, 13	何に使えるのか？何に使えないのか？
研究計画等の変更手続き	14	研究計画の変更は？
実績報告、成果の公表	15	実績の報告・成果の公表は？
その他のルールに関する対処方法	16	その他のルールは？
ルールに違反した場合の罰則	17	ルールに違反したら？

表8 厚労科研費ハンドブックタイトルと科研費ハンドブックへの記載がない項目との
対応表

項目	タイトル番号	厚労科研費ハンドブックのタイトル
補助金の経理及び帳簿等の整理保管について	10	補助金の管理や諸手続は誰が管理するのか？

(2) 研究者及び事務処理担当者へのインタビュー調査

過去に厚労科研費及び科研費、またはいずれかの研究費を使って研究を行った経験を有する研究者及び事務処理担当者に対して、以下の項目についてインタビューを行った。

- ・ 厚労科研費を使用するにあたって、現状の研究の実態に合っていないケース、手引き書の内容が煩雑であるために誤解を生むケース、科研費制度とのルールの違いにより誤りやすいケースなどがあるかどうかについて尋ねた。
- ・ C(1)オ、カで作成した、両補助金の諸制度比較表及び厚労科研費ハンドブックの内容の妥当性について、インタビュー等を通じて研究者・事務処理担当者等に確認した。

下記の各項目について、研究者及び事務担当者から寄せられた意見のうち主なものについてまとめるとともに、厚労科研費使用の際に誤りやすい点等をFAQ形式でまとめた（FAQについては資料6を参照のこと）。

- ① 厚労科研費への応募から採択まで
- ② 研究課題の採択から研究開始まで
- ③ 研究費の使途
- ④ 研究費の管理
- ⑤ 研究計画の変更
- ⑥ 研究成果の報告
- ⑦ その他要望

以下各項目別に、調査結果を示す。

ア) 厚労科研費への応募から採択

厚労科研費への応募から採択までの段階で、インタビュー回答者から寄せられた主な意見を以下に挙げる。

- ・ 厚労科研費と科研費（文科省）における大きな違いの1つとして、科研費（文科省）では応募の段階から事務が応募書類を機関でとりまとめて提出するのに対し、厚労科研費ではあくまでも個人研究であり、個人が提出した後に、その写しを機関に送付するという手順となっている。経費管理についても、科研費（文科省）では機関に振り込まれるのに対し、厚労科研費では個人の口座に振り込まれる。
- ・ 応募の際にどのようにチームを組むべきかをハンドブックに反映した方が良い。具体的には、主任研究者、分担研究者、研究協力者にはどういう義務があるかを示し、厚労科研費に参加する研究者の範囲を明確にした方が良い。
- ・ 厚労科研費では、機関に所属していない個人であっても、厚生労働大臣が認めた者であれば応募することができることを周知したほうがよい。
- ・ ピアレビューについては、学術研究を認めつつも政策志向の観点を見ているということをしっかりと伝える必要がある。政策の評点の基準を明確化してほしい。
- ・ ピアレビューは実績のみならず、実績を見て提案が良いかどうかを判断すべきである。

イ) 研究課題の採択から研究開始

研究課題の採択から研究開始までの段階で、インタビューアンサーから寄せられた主な意見を以下に挙げる。

- ・ 研究の執行は、交付基準額通知を受理してから行うこととなっているが、交付基準額通知のある5月～6月頃でないと研究が開始できないため、研究早期化を望む声が挙がった。
- ・ 補助金の入金が遅いため、内定の連絡を受けた研究者については入金まで機関が立替ている。入金確認まで使用できないと、研究者あるいは業者への負担が多く研究遂行にも支障を来たす旨の意見があった。
- ・ 機関のキャッシュで必要経費を立替できるのか、もしくは機関では立替できず、研究費交付後、伝票を処理することになるのかは、機関により異なっているとの意見があった。

ウ) 研究費の使途

研究費の使途については、現状の研究の実態に合っていないケース、手引き書の内容が煩雑であるために誤解を生むケース、科研費（文科省）制度とのルールの違いにより誤りやすいケースなど様々であった。寄せられた意見のうち代表的なものを下記に列挙する。

- ・ 手引きでは、雑役務費として、トナーや備品の修繕費用にも使える

と書いてあるが、この「修繕費用」の判断が難しい。例えば修繕費用として、定着ユニットの購入は良いのか、機器のメンテナンスが1年保証の場合に（保証期間が年度を越えてしまうので）、経費としてつけて良いのか判断が難しい。またもともと機関にあった機器のメンテナンス料を含めてよいのか否かわからない（雑役務費に関する意見）。

- ・ 大学への補助金が、年度を経るに従って確実に減っている昨今、厚労科研費では間接経費が3000万円以上の研究費にしかつかないというのは実態に合っていないと思う。もう少し引き下げてほしい（間接経費に関する意見）。
- ・ 科研費（文科省）では謝金支払いは大学の規程で行えるようになっている。一方、厚労科研費では医師、技術者といった役職で謝金が決まっているため、場合によってはどの基準で支払えばよいのかがわからないときがある（謝金に関する意見）。
- ・ 臨床研究への協力者への謝礼については検討の余地がある。厚労科研費での規程は一律1000円となるが、機関規程とは異なっている。内容でなく「協力者」に対して一律1000円という規程は、実態に合っていない（謝金に関する意見）。
- ・ 厚労科研費では、事務補助のアルバイト料として賃金を支払うことができるものの、そこには社会保険料の支払いは含まれないため、

- 結局雇用できない。厚生労働省では、2ヶ月以上雇用する場合に社会保険に加入することを指導していることを考えると、矛盾しているように思う（賃金に関する意見）。
- ・ 科研費（文科省）における各費目間の使用内訳は、30%までの範囲もしくは300万円までは自由に変更になることになっている。300万円まで自由に変更できるので、通常の研究費ではほぼ自由に変更できるというメリットを感じられる。一方、厚労科研費では、直接経費の内訳が変更できるという利点があっても、結局他に大幅な変更が出てくるはずで、何らかの事務手続きが生じるのではと懸念する（直接経費の使用内訳変更に関する意見）。
 - ・ 国内における学会参加費・参加旅費は出ないとされているが、学会で中間発表することはその研究の加速につながる。厚労科研費の学会での発表の必要性を考えて、学会参加費、旅費を認めるなど、実態にあった運用をしてほしい（学会参加費・旅費に関する意見）。
 - ・ 国内では、主任研究者であっても学会参加費用、参加のための旅費は出ない。海外では主任研究者、分担研究者以外の研究協力者には海外の調査旅費、学会参加費・旅費が出ないのでお手上げであった（学会参加費・旅費に関する意見）。
 - ・ 会議費節約のため、大学の施設を借りることがあるが、抽選である上に順番待ちという状況である。

今後、厚労科研費の事業では「治験のあり方」など、国民との対話を求める機会が多くなってくることを考えると、一般の会場を使えるよう会議費を現在の規程より上げる必要があるだろう（会議費に関する意見）。

- ・ 会議費は地域によって相場が異なる。全国一律というのは実態にあっていないよう思う（会議費に関する意見）。
- ・ 購入金額が50万円を越える備品の購入ができるという規程の根拠が理解しづらい。例えば、50万円以上の備品では、リースより購入したほうがコスト面でも有利な場合があろう。そのあたりを弾力的に対応できないか（備品費に関する意見）。
- ・ 機器開発の要素が入ってくる研究課題の研究の過程で消耗する部品について、消耗品なのか備品なのか判断に迷うこともあると聞いている（費目の判断に関する意見）。
- ・ 備品と消耗品の区別がわかりづらい。委託費が役務提供だとすると、雑「役務」費と委託費との違いがはっきりしない（費目の判断に関する意見）。
- ・ 厚労科研費では大半のケースで人件費をつけられないが、長寿研究でポストドクターを雇える仕組みがあり、それに応募している（人件費に関する意見）。
- ・ 厚労科研費の手引きを見ても、細かいことは書いていないので、結局原則論をもちだすことになる。

厚労科研費は機関とは異なる独自のルールで走っていることから、解釈の仕方によって、大学間で差が出てきてしまうところがある。分担研究者と主任研究者の機関の経理の担当者で意見が違っていて、調整に手間取ることがある。

エ) 研究費の管理

主任研究者一括管理、科研費（文科省）と厚労科研費の研究費管理のルールの統一化を望む声などが出ている。主な意見を以下に挙げる。

- ・ 機関に経理事務委任としているにも関わらず、経理事務の管理及び実績報告書添付の資料は個人管理と変わらず煩雑で無駄な作業に追われる。通帳管理、領収書の添付、合見積書などの添付その他厚生労働科研の様式、要領に合致しない場合には全てその理由書の提出を求められる（他機関主任研究者から）。
- ・ 機関管理のメリットを生かすために、文科省の規程と統一し、厚労省でも機関規程による事務手続きが遂行できれば良い。ただ、厚労科研費は応募者の枠が広いため、機関規程の妥当性をどこで担保するのか、検討する必要があるだろう。
- ・ 特に主任研究者が他機関で、本機関の研究者が分担研究者の場合、主任研究者が所属している他機関の報告書締め切りに、当機関の支払い（機関の経理要領による）が

間に合わず、仮の証拠書類（証拠になるもののコピーなど）を送り、後で本書類を送るなど、二重の手間がかかる。主任研究者一括管理とし、主任研究者（機関）から分担研究者（機関）への分担金振込方法を極力なくしてほしい。

オ) 研究計画の変更

研究の進捗により計画変更が生じる場合はあるため、変更を柔軟に行えるようにしてほしい旨の要望があがっている。主な意見を下記のとおり挙げる。

- ・ 海外出張など、発表する学会を変更する場合はよくある。また、1年以上先の学会はスケジュールが未定のことがあるので、海外出張の計画を早い時期にたてても変更する可能性は大きい。全てその研究に使用する訳なので、流動的に取り扱えるようにしてほしい。

カ) 研究成果の報告

厚生科学研究成果データベースへのID登録、報告書様式、報告書提出時期等についての意見が寄せられている。インタビューで挙がった主な意見を下記に挙げる。

- ・ 事務手続き上、実績報告書の提出期限を早くても翌年度の4月末としてほしい。
- ・ 報告書などの様式もわかりづらく、既に他に厚生科研費をもらっている人から見せてもらって対応している。記入済の報告書の例示など

があると有り難い。

- ・ 報告書の様式についても様々であるが、様式そのものよりも、書く内容について厚労省の担当課から何度も指摘を受け、その対応に苦慮した経験がある。
- ・ 厚生科学研究成果データベースでの研究者ID／パスワードの取得手続きについては、主任研究者・分担研究者の両方ともに必要だということを知らなかつた。
- ・ 研究報告書について、1-2年後に指摘を受けることがある。報告書提出期日が厳守なので、チェックも早めにしてほしい。

キ) その他要望

その他、厚労科研究費について、制度及び事務手続きに関する要望が以下のとおり挙がっている。

- ・ 研究において費用の削減を重視するのは理解できるが、効率化をはかるという視点も重要である。
- ・ 研究には、ボランティア型で新しいことを見つけるための「ボトムアップ的な研究」と、政策的な必要性から進める「トップダウン的な研究」があるが、厚労科研究費は後者のウェイトだけで占められているように思う。政策的な必要性は確かに必要であるが、同時に目的を達成するために、学術全体のレベルを上げていくような、創意工夫に基づいた研究が必要と思われる。
- ・ 10年前は非常識だった制度が、

10年経つと当たり前になっていることもある。厚労科研費も物事の変化に対応すべきである。

- ・ 研究不正を行った1人のために、他の99名に対する管理ルールを厳しくすることは、研究の推進を妨げる原因となる。1つのルールに統一することが理想であるが、簡素なルールとしてほしい。
- ・ 厚労科研費の制度は、実態に合わなくとも例外が認められない仕組みとなっているよう思う。
- ・ 取扱規程、取扱細則の記載内容の根底にある精神・思想が条文からはわからないため、納得が得られにくい。「なぜ」そのように規定されているのか等を知りたい。
- ・ 基礎研究、前臨床研究、臨床研究の3つの異なる研究ステージで分けてルールの改定を検討してほしい。
- ・ もし恒常に必要な研究が現在の厚労科研費に含まれるようであれば、それは運営費交付金のような形にすべきである。そうでないと良い研究の助成につながらないのではないか。
- ・ HS財団等を通じて、厚労科研の研究を実施するポストドクターを推薦できる制度は、ポストドクター一人一人を審査するという観点で大変よくできているように思う。もっと円滑に活用できると良い。採択された研究者も採択されたことで信がつくと思う。これこそ科研費（文科省）にはない制度である。ただし、支援の額は学振(400

万円)並かそれ以上のレベルにしてほしい。今、学位を持った研究者を一人雇うのに 600 万円かかるといわれている。

- ・ 国民の福祉、健康を考えた上で本当に良い課題を支援するために厚労科研費があるというスタンスが、今のところはつきりしていないよう思う。厚労科研費に非 MD の人が応募し、採択される機会があまりないのでないか。今後、ライフサイエンス研究の発展を考えると、これらの人材も必要なはずで、厚生労働省が日本の NIH を目指すというくらいのスタンスがあつてほしい。

D. 結論

本研究課題においては、科研費（文科省）及び厚労科研費の制度を各補助金の諸制度から比較整理し、科研費ハンドブックの作成のポイントを考慮しつつ、厚労研究費用の研究者向けハンドブックの作成を行った。

今後、厚労研究費用の研究者向けハンドブックがウェブサイトを通じて広く一般に公開されることにより、研究者が提案時点で、厚労研究費制度のルールを正確に理解することが期待される。また、研究者等が研究の計画段階で想定している研究の実施方法が、応募する制度でルール上実現できるかをあらかじめ知るための一助となると考えられる。

また本研究を通じて、研究者及び事務処理担当者から直接インタビューを行うことにより、厚労科研費における制度の

実態及び今後の課題が明らかになった。今後の厚労科研費制度の改革を行うにあたっては、以下の点を検討する必要があると考えられる。

- ・ 研究者が「知らなかつた」もしくは「わからなかつた」厚労科研費制度については、ハンドブック等を通じて一定の改善が期待されるものの、インタビューで寄せられた「実態に合っていない」制度については、今後はより実態に合わせた制度改革、制度運用をしていく必要があると考えられる。特に、厚労科研費が学会参加費や学会旅費、賃金雇用者の社会保険料が経費として計上できることになること、実態に合わない会議費の単価規程の改善などが望まれる。厚労科研費で研究することのメリットを享受しやすくするための環境の醸成が必要である。
- ・ 研究不正を行った少数の研究者のために、不正を行っていない者へも研究費ルールの厳罰化を行うことは、研究の推進を妨げる原因となり得るとの懸念が寄せられている。主任研究者の個人口座の振込みから機関振込みへの変更、研究交付時期の早期化など、研究不正の原因と考えられる事項を極力減らすことも重要と考えられる。
- ・ 厚労科研費では、厚労科研費独自の様式が定められていることもあり、研究遂行にあたっての事務手続きが煩雑であること、また、規程、細則に合致しない場合には理由書の提出を求められることをデメリットに感じてい

る傾向が強い。機関管理のメリットを生かすために、科研費（文科省）の規程と同様に、厚労省でも機関規程による事務手続きが遂行できれば良いと考えられる。ただし、厚労科研費は応募者の枠が広いため、機関規程の妥当性をどこで担保するのかをあらかじめ検討する必要がある。

- ・ ヒューマンサイエンス振興財団等を通じて、厚労科研費の研究を実施するポストドクターを推薦できる制度は、ポストドクター一人一人を審査するという意味で良い制度であり、今後の円滑な活用が望まれる旨の意見が挙がっている。厚労科研費の制度改革の際、現状の厚労科研費の制度のメリットを十分認識し活用することも重要であると考えられる。

E. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

F. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし